

令和3年11月9日(火)

報道関係者 各位

笠間市役所
筑波大学

総合診療医による「飲酒量低減外来」開設 令和3年11月15日より予約開始

「飲酒量低減外来」は、過剰な飲酒による有害事象を減らすため、一人ひとりに適切な飲酒量についての情報を提供し、より良い健康行動につなげていくため、総合診療医が提供する外来です

笠間市立病院と筑波大学は、令和3年11月15日より一人ひとりの健康リスクを考慮し、より適した飲酒量目標を一緒に考え、行動変容につなげていく「飲酒量低減外来」を笠間市立病院に開設します。

この「飲酒量低減外来」は、筑波大学医学医療系寄附講座 地域総合診療医学によって提供されるもので、北茨城市民病院附属家庭医療センター、筑波大学附属病院に続き、県内3ヶ所目の設置になります。診療の内容は、まず、飲酒習慣を調べるため、AUDIT(アルコール使用スクリーニング)と呼ばれる質問票に回答いただいたのち、アルコールが体内に残っていないか呼気チェッカーを行い、面談を行える体調かどうかを確認します。その後、面談・採血検査などを通して、最適な飲酒量について検討、評価し、行動変容を支援していきます。なお診察によりアルコール依存症が強く疑われた方に関しては、専門医療機関の受診を勧めさせていただく場合もあります。

「飲酒量低減外来」では、どのような方にどのような支援をすれば飲酒量を減らしやすいのか、どれぐらい効果があるのかなどを効果検証していきます。それにより積み重ねた知見を全国・世界に発信し、過剰なアルコール摂取により健康を害する方が少しでも減るよう努力するものです。

<背景>

わが国で、過剰な飲酒を行っている方は、厚生労働省に調査にて1,000万人ほどと推定されており、アルコール依存症や各種がんをはじめ、肝疾患、膵臓疾患、高血圧や脂質異常などの生活習慣病、認知症、うつ病、交通事故、不妊、流産などのリスクにもつながり、健康に大きな影響を与えています。国においてはアルコール健康障害対策基本法を制定しアルコール健康障害の発生予防や進行抑制対策を始めるとともに、アルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため11月10日から16日を「アルコール関連問題啓発週間」と定めています。



【この件に関するお問い合わせ】

◆筑波大学医学医療系 地域総合診療医学 准教授 吉本 尚 (よしもと ひさし)

電話番号 029-853-3101 E-mail hisashiyoshi@md.tsukuba.ac.jp

◆笠間市立病院 副院長 稲葉 崇 (いなば たかし)

医師 大澤 亮 (おおさわ りょう) 担当 木村

電話番号 0296-77-0034 E-mail byoin@city.kasama.lg.jp